

個人情報保護委員会（第8回）議事概要

- 1 日時：平成28年5月20日（金）10：30～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、
手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員
其田事務局長、松元総務課長、山本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）及び文部科学省の職員が会議に出席した。

事業団から、事業団における短期給付に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

丹野委員から「個人番号の保管期間の考え方及び消去方法について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し事業団から「個人番号については、事業団は年金の事務でも取り扱うため、遺族年金等の受給権者の死亡の確認後10年を経過してから消去する。システムに保管される個人番号についてはシステム処理にて消去する」という旨の発言があった。

手塚委員から「特定個人情報ファイルのアクセス制御について、個人番号管理ファイルと資格関係ファイルは、公的年金業務と短期給付業務の共有システムファイルであり、これらのファイルに対して公的年金業務の担当者と短期給付業務の担当者がアクセスする際には、アクセス制御が講じられるとのことだが、具体的な手法について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し事業団から「端末、業務システム、サーバへのログイン時にユーザ認証を行っている。各業務に対して適切に利用権限を設定することによって、業務システムの利用できる機能を系統的に制御している」という旨の発言があった。

宮井委員から「既に公的年金業務で個人番号の取扱いを開始しているが、職員に対する研修について、これまでの実施状況と今後どのような研修を実施するのかを説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し事業団から「これまでに全職員を対象にセキュリティ研修、個人番号の取扱いに関する研修等を複数回行った。今後は短期給付業務及び情報提供ネットワークシステムの利用開始に向けた研修等を行う」という旨の発言があった。

堀部委員長から「特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、リスク対策を確実に実行していただくとともに、職員に対する教育を徹底し

ていただきたい」という旨の発言があった。

承認に係る審査の手続を進めていくこととなった。

(2) 議題2：東京薬業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、東京薬業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。

本評価書について承認され、東京薬業健康保険組合に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(3) 議題3：「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（案）」について

事務局から、資料に基づき説明があった。原案のとおり決定された。

(4) 議題4：出張の報告（米国）について

事務局から、資料に基づき報告があった。

(5) 議題5：その他

事務局から、第6回委員会において承認した全項目評価書を社会保険診療報酬支払基金が公表したことについて報告があった。

事務局から、第3回及び第4回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上